

一般財団法人 山崎豊子文化財団
高等学校等奨学生（帰国子女枠及び一般枠）
令和4年度募集のしおり

（募集期間：令和3年11月10日～令和4年1月14日全応募書類事務局必着）

●中学校ご担当者様へお願い●

貴市町村教育委員会宛の「奨学生募集対象拡大のお知らせとお願い」をご一読ください。

このしおりが届き次第、該当される生徒（応募希望の方）にお渡しください。

なお、下記3.出願の手続き(2)〈帰国子女枠〉の④、⑤に必要とされる資料の発行には各役所にて数週間～数か月の日数を要する場合があります。このしおりが届き次第、すぐ手続きを開始することを推奨します。

令和4年4月に高等学校等へ進学を希望している皆さんへ

一般財団法人山崎豊子文化財団では日中友好の懸け橋となる人材の育成を目的として、以下の2つのカテゴリー（資格）別に、奨学生を募集いたします。

第1のカテゴリー（資格）は「帰国子女枠」であり、中国帰国者の子女の皆さんで、高等学校、高等専門学校又は専修学校（修業年限2年以上の学科の高等課程）（以下、「高等学校等」と略す）に進学する志望を持ちながら、経済的理由により、就学が困難な人で奨学金の支給を希望される方を対象としています。

第2のカテゴリー（資格）は「一般枠」であり、中国帰国者の子女ではない皆さんで、高等学校等に進学する志望を持ち、作家山崎豊子の作品及び作家活動に共鳴し、未来に向けて日中友好の懸け橋となることを志す方を対象としています。

弊財団の奨学生に選ばれた毎年十数名の皆さんには高等学校等に進学後、所定の修業年限に応じて奨学金が支給されます。これらの皆さんの中から、3年後の大学進学に際し、日中友好の架け橋となることを目指す1名を選抜し、引き続き大学在学中の4年間について奨学金の支給を継続いたします。

1. 出願の資格

〈帰国子女枠〉

中学校第3学年に在学し、次の要件を満たす生徒で、令和4年4月に高等学校等に進学を希望する生徒のうち、人物、学業ともにすぐれ、かつ健康であって、経済的理由により就学が困難な状況にあり、この財団の奨学金の支給が必要であると認められる人に限ります。

- (1) 大阪府内に在住し、大阪府内の高等学校等に入学を希望している生徒。
- (2) 保護者（祖父母、曾祖父母等も含む）が引揚者で、終戦前（昭和20年9月2日以前）から引き続き中国に居住し、近年永住の目的をもって日本に帰国したもの。

〈一般枠〉

大阪府内に在住する中学校第3学年で、令和4年4月に高等学校等に進学を希望する生徒であれば国籍は問いません。人物、学業ともにすぐれ、かつ健康であって、作家山崎豊子の作品及び作家活動に共鳴し、未来に向けて日中友好の懸け橋となることを志す方に限ります。（なお「一般枠」につきましては、現在奨学生募集手続きと並行して進めております）

「一般枠」の設定申請が、関係官庁より滞りなく承認されることが前提となっておりますことをお含みおき下さい。)

2. 奨学金の支給額と支給期間

- (1) 支給月額： 高等学校等の奨学生 月額 20,000円 返還の義務はありません。
- (2) 支給期間： 令和4年4月から最短修業年限の最後まで。(なお、奨学生に選抜された十数名のみなさんの中から3年後の大学進学に際して選ばれる1名につきましては、さらに大学在学中の4年間にわたり奨学金の支給が継続されます。支給額は毎月30,000円を予定しております、返還の義務はありません。)

3. 出願の手続き

- (1) 奨学金に関する事務は、すべて中学校を通じて行います。
- (2) 中学校で取りまとめる資料は、次に掲げる書類です。

<帰国子女枠>

①奨学生事前資格認定申請書（青い文字のA3サイズ用紙ですが、複写は認めません）

※申請者の名前は高等学校等で名乗る名前で記入し、提出後変更する必要が生じた場合は事務局まで連絡して下さい。

日本語が不自由な人は、先生に書いて戴いて結構です。

②在学中学校長の奨学生推薦調書（修業年限を全うする生徒であることが条件です）

③同居家族で収入のある方全員の「令和2年分給与所得の源泉徴収票」の写し、又は市区町村発行の「令和3年度の所得証明書」を提出して下さい。

加えて、令和3年の収入については、毎月の給料明細書（直近3ヶ月分の写しで結構です）を提出して下さい。（給料はもちろん、パート、アルバイトも含む）

また、今、生活保護を受けている方は「令和3年の生活保護適用証明書」を提出下さい。

生活保護を受けながら働いている方は会社の給料証明書もあわせて提出して下さい。

④保護者（祖父母、曾祖父母等もふくむ）が引揚者で、終戦前（昭和20年9月2日以前）から引き続き中国に居住し、近年永住の目的をもって日本に帰国したことを証明するもの（厚生労働省発行の書類【引揚証明書、自立支度金支給決定通知書、永住帰国者証明書、永住帰国した中国残留邦人等であることの証明書、永住帰国情費支給決定通知書、一時金支給決定通知書】のうちいずれか一枚のコピーを提出して下さい）

※厚生労働省発行のこれらの書類のいずれもお持ちでない方は、本しおり末尾の「下記の帰国子女枠出願必要書類が提出できない場合の代替措置について」をご参照下さい。

⑤中国発行の公証書か、日本の戸籍謄本のコピー このどちらかもしくは両方で④に記載されている引揚者（曾祖父母、祖父母、父母）と申請者（本人）までが血縁で繋がっていることを証明できるもの

⑥課題作文「将来の夢」：応募生徒本人の直筆により指定用紙3枚（1200字）以内に、出来るだけ具体的に“自分のことば”で書いてください。

<一般枠>

①奨学生事前意志表明及び申請書（青い文字のA4サイズ用紙ですが、複写は認めません）

- ②在学中学校長の奨学生推薦調書（修業年限を全うする生徒であることが条件です）
 - ③課題作文「作家山崎豊子について」：応募生徒本人の直筆により指定用紙4枚以上にまとめる（枚数に制限はありません）、出来るだけ分かりやすく、“自分のことば”で書いてください。
- (3) 上記の提出書類は選考に重要な資料ですので、帰国子女枠の方は①～⑥の書類をもれなく、一般枠の方は①～③の書類をもれなく、全部提出して下さい。一つでも欠けていると受けられません。
- 帰国子女枠の方の①②⑥の書式、及び一般枠の方の①②③の書式は、各市町村教育委員会を通じて各中学校へ送付しています。
- (4) 提出書類は、期限に遅れないようにして下さい。（締切り当日17時迄に必着のこと）
- (5) 応募の際に提出して頂いた奨学生募集の個人情報の使用は奨学生選考業務、奨学金交付に関する手続き等に必要な範囲に限定して使用します。個人情報保護法を遵守し、取得した個人情報は漏洩、滅失又は毀損などが生じないように、当財団にて厳重に管理保管します。

4. 選考審査

- (1) 第一次審査：当財団の奨学生選考委員会が応募者より提出された出願書類にもとづいて実施する書類審査により、第一次審査合格者を決定します。
- (2) 第二次審査：第一次審査合格者に対し令和4年3月中旬にかけて実施する面接審査により、最終合格者を決定します。

5. 審査結果の通知

- (1) 第一次審査：令和4年1月下旬に応募生徒の校長を経て、本人に通知します。
- (2) 第二次審査：令和4年3月下旬に応募生徒本人、および校長に通知します。

6. 進学後、奨学金の支給を受けるための手続

奨学生決定通知書と一緒に渡す合格届と奨学金振込口座届を4月11日迄に提出して下さい。

7. 奨学金授与式

4月中旬に予定しております奨学金授与式に必ずご出席ください。別途お送りする案内状により、保護者とともに当財団（大阪府堺市）までお越しいただき、全員出席の上、3ヶ月分（令和4年4月から6月分）の奨学金を直接奨学生へ手渡す予定です。

8. 奨学生同士の交流への積極的参加のお願い

別途案内状を差し上げる年三回程度の奨学生同士の交流に、積極的に参加して下さい。その際に3ヶ月分の奨学金を直接手渡す予定です。